独立行政法人自動車事故対策機構 第四期中期計画

私たち独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車の輸送の安全確保のための指導等を行う安全指導業務、自動車事故被害者等への身体又は財産的被害の回復に資する支援等を行う被害者援護業務、自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査研究等を行う自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故の発生の防止と被害者保護を増進することにより、安全・安心な車社会を実現する役割を担っております。

これらの役割を果たし、国土交通大臣の定めた中期目標(平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の目標)を達成するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条に基づく計画を以下のとおり定めます。

なお、私たちは、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) 等の趣旨を踏まえ、独立行政法人として担うべき業務を念頭において、業務の質を確保しつつ業務を効 率的に運営することに努めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 安全指導業務等

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車 運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します(ユニバーサルサービスの確保)。また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等(注1)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

- (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構 との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。
- ② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット(適性診断システム)の提供などにより、認定取得を支援します。

また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに 参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入 事業者に対して指導講習教材頒布数135,000冊以上、ナスバネット提供数160,000件 以上とします。 ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構(ISO)の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格(ISO39001)に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

- ④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。
- ⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

(2) 療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注2)、プライマリーナーシング(注3) や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研 修の充実、「遷延性意識障害(注4)度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看 護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。
 - (注2)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして 患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
 - (注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
 - (注4)脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。
- ② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設(療護センター及び委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 急性期~亜急性期~慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、 プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及 並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科 医等の育成を行う「一貫症例研究型委託病床」を新たに設置・運営します。

④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、 病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。

- ⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却(注5)者数を116人以上とします。
 - (注5)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。
- ⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間
 - 33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等へ の治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー (注6)、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。

(注6)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

(3)介護料の支給等

① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。

② 国と連携しつつ、介護料受給者(利用者)及びその家族が安心して短期入院協力病院(以下「協力病院」という。)へ短期入院することや短期入所協力施設(以下「協力施設」という。)へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設(以下「協力病院等」という。)への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者へ的確に情報提供します。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所1回以上開催します。
- ④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。

また、介護者なき後(親なき後)に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成3 2年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。

さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るととも に、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後(親なき後)への対応について国と検討 を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における 介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。
- (4) 交通遺児等への生活資金の貸付
- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。 なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、全支所2回以上とします。
- ② 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。
- ④ 早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。

また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。

- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に 回収率90%以上を確保します。
- (5) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動
- ① 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。
- (6) 自動車アセスメント情報提供業務
- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。 また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。
- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。

また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数50件以上とします。

- 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (1)業務改善の取組
 - ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素 化等を図ります。
 - ② 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する 経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28 年度比で15%以上削減します。
 - ③ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。
 - ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣 決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームよる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース(注7)により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。
 - (注7) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- (2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

- 3. 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- (1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙のとおり。

(2) 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した 上で、厳格に行うものとします。

(3) 自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を1,200百万円とします。

- 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし
- 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし

7. 剰余金の使途

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効

に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。

(2)情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

(3) 施設及び設備に関する計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額(百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の 各療護センターの医療機器等 の整備・更新	991

(4) 人事に関する計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、 国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準とな るよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

(5) 人材の活用

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

(6) 自動車事故対策に関する広報活動

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等 を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。 また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (平成29年度~平成33年度)

〇 予 算

(単位:百万円)

区分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	1,872	0	0	1,872
運営費交付金	1,806	22, 434	3, 296	6, 014	33, 550
施設整備費補助金	0	991	0	0	991
政府補助金	0	16, 661	0	0	16, 661
回収金等収入	0	1,971	0	0	1, 971
業務収入	11, 934	0	0	0	11, 934
その他収入	271	0	32	67	370
計	14, 012	43, 929	3, 327	6, 081	67, 350
支出					
人件費	7, 918	2, 453	516	4, 777	15, 664
業務経費	3, 430	35, 784	2, 637	0	41,851
施設整備費	0	991	0	0	991
一般管理費	2, 664	825	174	1, 305	4, 968
貸付金	0	205	0	0	205
借入金償還	0	4, 242	0	0	4, 242
計	14, 012	44, 500	3, 327	6, 081	67, 920

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 12.562 百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

- ・退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- ・回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (平成29年度~平成33年度)

〇 収支計画

(単位:百万円)

区 分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	14, 210	39, 200	3, 338	6, 157	62, 905
経常費用	14, 210	39, 197	3, 338	6, 157	62, 903
人件費	7, 918	2, 453	516	4,777	15, 664
業務費	3, 318	35, 162	2, 637	0	41, 117
管理関係業務費	2, 970	1, 581	185	1, 381	6, 116
一般管理費	2, 664	825	174	1, 281	4, 944
減価償却費	305	755	11	99	1, 171
財務費用	4	2	0	0	6
支払利息	4	2	0	0	6
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除去除却損	0	2	0	0	2
貸倒損失	0	0	0	0	0
収益の部	14, 212	39, 256	3, 338	6, 157	62, 964
運営費交付金収益	1,806	21, 799	3, 296	5, 991	32, 892
政府補助金	0	16, 661	0	0	16, 661
業務収入	11, 934	0	0	0	11, 934
その他収入	271	50	32	67	421
寄附金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	200	743	11	86	1,040
資産見返補助金戻入	0	2	0	0	3
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	13	14
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	2	57	0	0	59
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	0	0	21	22
総利益	3	57	0	21	81

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (平成29年度~平成33年度)

〇 資金計画

(単位:百万円)

					<u> </u>	
区分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法 人 共 通	合 計	
資金支出	13, 896	45, 006	3, 320	7, 011	69, 233	
業務活動による支出	13, 789	38, 989	3, 320	6, 845	62, 943	
投資活動による支出	0	1,626	0	24	1, 649	
財務活動による支出	108	4, 255	0	0	4, 363	
次期中期目標の期間への繰越金	0	136	0	142	278	
資金収入	14, 013	44, 513	3, 327	7, 379	69, 233	
業務活動による収入	14, 013	41, 069	3, 327	6, 081	64, 491	
運営費交付金による収入	1, 806	22, 434	3, 296	6, 014	33, 550	
政府補助金による収入	0	16, 661	0	0	16, 661	
業務収入	11, 936	1, 971	0	0	13, 907	
その他収入	271	3	32	67	373	
投資活動による収入	0	991	0	0	991	
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0	
施設整備費による収入	0	991	0	0	991	
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	
その他収入	0	0	0	0	0	
財務活動による収入	0	1,872	0	0	1,872	
政府借入金による収入	0	1,872	0	0	1,872	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	581	0	1, 297	1,879	

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

第四期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金= 人件費+一般管理費+業務経費-自己収入

- 1. 人件費=当年度人件費相当額+前年度給与改定分等
- (1) 当年度人件費相当額=基準給与総額±新陳代謝所要額+退職手当等所要額
 - (イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(口) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分+前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額ー前年度退職者の給与総額のうち平年度化額-当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ)退職手当等所要額

退職手当:当年度に退職が想定される人員ごとに積算 法定福利費:当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額 なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営 状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×一般管理費の効率化係数 (α)×消費者物価指数 (γ)+当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×業務経費の効率化係数(β) ×消費者物価指数(γ)×政策係数(δ)+当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数 (α): 毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数 (β):毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数 (γ):毎年度の予算編成過程において決定

政策係数 (δ): 法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を 総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費:公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因:特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

「注記」前提条件:

一般管理費の効率化係数 (α)

: 平成 29 年度は対前年度 0.9215、平成 30 年度以降は対前年度 0.980 として推計業務経費の効率化係数(β)

: 平成 29 年度は対前年度 0.9562、平成 30 年度以降は対前年度 0.985 として推計消費者物価指数 (γ) : 中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数 (δ):中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費(2)前年度給与改定分等:中期計画期間中は0として推計